■ 長野市まちづくり意見等公募制度の概念図

重要な政策等の計画案

《庁議において実施決定》

計画案及び関係資料を市民等に公表

- 政策案等の概要
- 関係資料
- 政策案等を作成した趣旨・目的・背景
- 根拠法令等
- 経費等
- 検討内容、論点等

公表方法

- 広報ながの
- 長野市ホームページ
- 行政資料コーナー
- 市民会議
- 記者発表ほか

《意見提出期間：１箇月程度》

意見の提出

（提出方法）

- 郵便
- ながの電子申請サービス
- 電子メール
- ファクシミリ
- 市民会議等

（記載事項）

- 住所
- 氏名又は団体名
- 電話番号

意見の聴取

（聴取方法）

- 市民アンケート
- 市政モニター
- 公聴会ほか

反映できる意見

意見を取り入れて計画案を修正

反映できない意見

理由を整理

最終的に意思決定した案の公表

- 最終計画案
- 実施結果の概要
  （提出された意見と市の考え方）

議会へ提案・議決

（議決を要するもの）

施　　行